教育福祉委員会委員長報告書

平成２８年１２月１４日

教育福祉委員会に付託されました議案９件、陳情１件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告いたします。

初めに、陳情第１６号「保育士修学資金貸付制度の改善を求める陳情書」について申し上げます。

本陳情は、保育士修学資金貸付制度の改善を求めるものであります。

初めに、当局より、陳情項目１について、貸付ける限度額の引き上げについては、千葉県でも貸付事業が実施されるため、本人の選択により、市・県、両方の制度の利用が可能なことから、現在のところ限度額の引き上げは考えておりません。

次に、陳情項目２について、貸付金の返済方法については、現状でも相談があった場合は柔軟に対応できるものとなっております。

次に、陳情項目３について、貸付金の返済免除については、千葉県の制度でも、保育所等で保育士の業務に従事する期間を５年間としております。

また、私立保育所の現場でも保育士を育成する上で、できるだけ長

い期間、同じ保育所で就労して欲しいとの声を聞いています。

このようなことから、貸付金の返済免除の要件を緩和する考えは現在のところございませんが、私立保育所や利用者の意見等を参考に研究していきたいと考えております。との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　不採択の立場で討論する。

保育士不足は、労働の対価である報酬が低く、恒常的に発生しており、保育士不足に対する根本的な解決は、保育士の賃金に大きく関わる公定価格の見直しを実施しなければならないと考えている。各自治体が独自に保育士確保のための制度を設けていくと、財政力の高い市町村が財政力の低い市町村から保育士を吸い上げることにもなりかねない。

したがって、地域区分の見直しについて、まず、国へ働きかけ、保育士の報酬を引き上げることが最大の対応策であると考えている。

２　採択の立場で討論する。

保育士の確保策は、極めて重要な課題である。

陳情のポイントは、養護施設で成長した子どもや里子が保育士を目指す場合であり、児童養護施設などに暮らす子供たちは、高校卒業と同時に退所を余儀なくされている。

親などからの支援も乏しい中、自立と進学の二重の労苦を抱える学

生たちに対して、家庭の経済状況に左右されない教育機会を補償することが重要であり、本市の保育士確保策にもつながると考える。

３　不採択の立場で討論する。

本制度は、流山市の保育士不足による待機児童を解消するための制度である。陳情の課題背景は重々わかりつつも、本当に流山市独自の補助が必要か研究段階であると思う。

近隣各市の状況を見ながら慎重に効果的な策を見出す必要があり、保育士全体の処遇改善の向上に向けて国に要望しつつ、無理、ムラ、無駄がないような制度を見出す必要があると考えている。

千葉県なども新しい補助について検討しており、現時点で本市独自の拡充策を推進することは難しく、今後の研究課題である。

４　採択の立場で討論する。

保育士不足が指摘されている中で、保育士を目指して資格取得に向けて頑張っている学生たちは大変貴重な存在である。

本市では、経済的な理由で保育士の資格取得をあきらめてしまう学生たちが少しでも少なくなるよう、側面から支援するとして本制度が実施されているが、もっと制度を活用しやすくするためにも大いに賛同する。

がありました。

採決の結果、４対３をもって採択とすべきものと決定しました。

次に、議案第１０３号「平成２８年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)」について申し上げます。

本案は、先の人事院勧告並びに千葉県人事委員会の勧告に準拠して一般職の給与改定を行うとともに、この給与改定に伴う所要額及び決算的見地により補正するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８４号「平成２８年度流山市介護保険特別会計補正予算（第２号)」及び議案第１０２号「平成２８年度流山市介護保険特別会計補正予算（第３号)」の以上２件は、介護保険特別会計の補正予算に関するものですので、一括して審査したことを申し上げます。

一括審査した議案２件については、歳入では、高齢者施設が行う防災、防犯対策に関する国庫支出金を新たに追加するほか、歳出では、決算的見地により介護給付費等を減額する所要の補正を行うものです。

また、先の人事院勧告並びに千葉県人事委員会の勧告に準拠して一般職の給与改定を行うとともに、この給与改定に伴う所要額及び決算的見地により補正するものです。

審査の過程における討論は特になく、初めに、議案第８４号につい

て採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、次に、議案第１０２号について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８５号「流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第８６号「流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の以上２件は、関連がありますので、一括して審査したことを申し上げます。

一括審査した議案２件については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行等に伴い、地域密着型通所介護等に係る基準を定めるほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

１　両案に反対の立場で討論する。

第１４条の基本方針には、要介護状態となった場合でも可能な限り居宅において自立した生活を営むようにするとなっている。

人生の最後は、住み慣れた自宅で全うしたいという国民の願いを逆手にとって、介護利用からの締め出しを進めるというのが本質である。

また、国は自治体に権限を与えるというが、本質は自治体に責任を転嫁するものであり、全体として介護保険制度の改悪を加速するものである。

２　両案に賛成の立場で討論する。

議案第８５号は、地域密着型サービスについて、定期巡回・随時対応型訪問介護をはじめ、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護など、多様な介護サービスの充実を図るための条例改正と認識している。議案第８６号は、介護予防の通所介護について、既に総合事業に移行しているため、１８名以下の通所介護については、地域密着型介護予防サービスへの追加はない等、条例改正は妥当と考える。

また、介護保険料の値上げにも影響ないことを確認した。

がありました。

初めに、議案第８５号について採決した結果、５対１をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、次に、議案第８６号について採決した結果、５対１をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８７号「指定管理者の指定について（流山市野々下福祉会館）」について申し上げます。

本案は、流山市野々下福祉会館について、平成２９年４月１日から５年間、指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

株式会社などの民間企業の指定管理者は、わが党は一貫して反対している。

その中でも特に反対する理由は、福祉会館に併設している児童センターの運営に問題が発生しているからである。従業員に対するサービス残業の押し付けと子どもに対する対応の仕方に問題があり、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童センターにおいて、株式会社東京ドームファシリティーズを指定管理者にするのはふさわしくない。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

ソーシャルビジネスや育児支援講座など自主事業を活発に行っており、創意工夫が感じられる。

満足度調査の結果も良好であり、今後も引き続き期待する。

ただし、アンケートの収集方法については、より多くの方々に回答

いただけるよう工夫することを要望する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８８号「指定管理者の指定について（第３おおたかの森ルーム及び第４おおたかの森ルーム）」、議案第８９号「指定管理者の指定について（第２おおぞら学童）」の以上２件は、学童クラブに係る指定管理者の指定に関することですので、一括して審査したことを申し上げます。

一括審査した議案２件については、第３おおたかの森ルーム、第４おおたかの森ルーム及び第２おおぞら学童について平成２９年４月１日から３年間、指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、両案に賛成の立場で討論する。

両案とも児童急増に伴う増設施設での運営と認識している。

当局には、児童急増の中にあっても保育の質を担保できるよう学校と保護者が連携し、柔軟に対応することを要望する。

また、議案第８８号では、学童需要増の中で子ども達の居場所に関

する毎年の運営改善の履歴を見ると、指定管理者の努力が伝わり、頭が下がる。議案第８９号では、平成２７年度は、入所希望学童が増え、対応に追われる中、夏休みの行事や保育内容の創意工夫も好評であり、頭が下がる。

がありました。

初めに、議案第８８号について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、次に、議案第８９号について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第９０号「指定管理者の指定について（流山市立木の図書館）」について申し上げます。

本案は、流山市立木の図書館について、平成２９年４月１日から５年間、指定管理者に管理を行わせるため、その指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　１点指摘し、反対の立場で討論する。

わが党は、株式会社などの民間企業の指定管理者には、一貫して反対している。

図書館は、生存権の文化的側面である学習権を保障する機関であり、

公平・公正に学べる場である。

そういった施設に利益を追求する株式会社が参入し、指定管理者になることには反対であり、直営に戻すべきだと指摘する。

２　賛成の立場で討論する。

緊急時の防犯や衛生面に安心と安全への最大限の配慮がある。

また、自主事業の創意工夫もふんだんにあり、リファレンスサービスにも問題なく対応している。

評価も８８．８点と前回の評価から５．６点アップし、評価基準の６７点を大幅に上回っており、利用者の満足度も高い。

がありました。

採決の結果、５対１をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育福祉委員会の委員長報告を終わります。